

令和4年第3回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和4年3月29日（火） 13時30分開会
15時06分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	村元 重夫
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高等学校事務長	出島 雅彦
学校教育課主幹兼学校教育係長	吐師 陽一
学校教育課指導主事	松山 正宜
社会教育課文化財係長	鎌田 幸博

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回及び前々回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 報告第1号 指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について

- ・ 日程第2 報告第2号 学校給食費の改定について
- ・ 日程第3 議案第11号 指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の制定について
- ・ 日程第4 議案第12号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- ・ 日程第5 議案第13号 指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正について
- ・ 日程第6 議案第14号 指宿市教育委員会公印規則の一部改正について
- ・ 日程第7 議案第15号 指宿市スポーツ推進委員に関する規則及び指宿市体育施設条例施行規則の廃止について
- ・ 日程第8 議案第16号 指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程の廃止について
- ・ 日程第9 議案第17号 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について
- ・ 日程第10 議案第18号 指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱の廃止について
- ・ 日程第11 議案第19号 指宿市なのはな教室管理運営要綱の一部改正について
- ・ 日程第12 議案第20号 指宿市立市民会館条例施行規則等の一部改正について
- ・ 日程第13 議案第21号 指宿市立図書館条例施行規則の一部改正について
- ・ 日程第14 議案第22号 指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部改正について
- ・ 日程第15 議案第23号 令和4年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について
- ・ 日程第16 議案第24号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- ・ 日程第17 議案第25号 指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について
- ・ 日程第18 議案第26号 教育委員会事務局等の職員の任免について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和4年第3回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回及び前々回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回及び前々回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和4年第1回指宿市教育委員会臨時会及び第2回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回及び前々回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

2月28日から3月28日まで、令和4年第1回指宿市議会定例会がございました。

2 項目目でございます。

2月28日、鹿児島県トラック協会より定規の寄贈がありました。こちらは、新1年生に配布するということになっております。

3 項目目でございます。

3月8日、山川農業センター内に、4月から開設予定の適応指導教室（ツマベニ教室）の視察に行っていました。環境も良く、山川・開聞地区の保護者の方々の送迎も便利になると考えております。

4 項目目でございます。

3月10日、教職員永年者勤続表彰をさせていただきました。

5 項目目でございます。

3月15日、社会教育委員の会議委員長から答申書の提出がございました。

6 項目目でございます。

2月28日に第45回、3月22日に第46回の指宿市新型コロナウイルス対策本部会議が行われました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 会議の非公開について

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第18、議案第26号については、教育委員会事務局等の職員の任免に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第1号，指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1，報告第1号，指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について，ご説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市議会議長から，指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により，教育委員会の意見を求められたことから，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，別紙のとおり回答したので，同条第2項の規定により報告するものであります。

市議会議長から教育委員会に対し，令和4年2月28日付けで，指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に対して意見を求められ，早急に回答する必要がありましたので，教育長の臨時代理により，令和4年3月1日付けで別紙のとおり異議なしで回答したところであります。

なお，前回の令和4年第2回指宿市教育委員会定例会において，市議会議長から条例の制定に対して意見を求められた場合は，異議なしで回答することで承諾をいただいたところであります。

以上で，説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第1，報告第1号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に，日程第2，報告第2号，学校給食費の改定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，報告第2号，学校給食費の改定について，ご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

学校給食費の改定について，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき，次のとおり学校給食費を改定することについて，教育長が専決処理したので，同条第3項の規定により報告するものであります。

学校給食費については，指宿市学校給食センター条例施行規則第4条第6項第1号及び指宿市学校給食センター管理運営要綱第3条の規定により，「指宿市学校給食センター運営委員会に諮って審議し，指宿市教育委員会が決定する。」とされておりますが，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定により，教育長の専決事項とされていることから，同条第3項の規定により報告するものであります。

改定の内容につきましては，令和4年4月分からの学校給食費を小・中学校とも100円値上げし，小学校の給食費月額「3,900円」を「4,000円」に，中学校の給食費月額「4,500円」を「4,600円」に改定するものであります。

改定の理由であります，学校給食費の算定は，児童生徒1人1回当たりの平均的な栄養量を確保することを前提に算定することとされており，その基準は，小学校低学年が530kcal，中学年が650 kcal，高学年が780 kcal，中学校が830 kcalで，成長期にある子供達が，必要な栄養をバランスよく摂取できるような献立作りが求められているところでございます。

このような中，学校給食センターでは，安心・安全な給食の提供を大前提として，地産地消を推進し，郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら，おいしい給食の提供に努めておりますが，新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格の高騰により，食材料費等の値上げが続き，現在の給食費では，適切に給食を維持していくことが困難と見込まれることから，給食費の値上げを実施するものであります。

なお，子育て支援の一環として実施している給食費の一部補助について，来年度は月額1,000円を1,100円に100円増額することにしておりますので，給食費の保護者負担分は来年度も据え置くこととしております。

以上で，説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2、報告第2号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3、議案第11号、指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3、議案第11号、指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関に補助執行させるため、補助執行させる事務及び職員、決裁事項など必要な事項を定めようとするものであります。

それでは、指宿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の概要について、ご説明いたします。

資料の10ページをご覧ください。

第2条において、教育委員会は、その権限に属する事務のうち「指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例」及び「指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例施行規則」の規定に関する事務及び「指宿市教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱」の規定に基づく、スポーツに関する行事を開催する団体等からの申請書等の受付及び承認に関する事務を、市長の補助機関である産業振興部長及びスポーツ振興課の職員に補助執行させるものとしております。

第3条において、教育委員会の事務を補助執行する場合において、補助執行する職員は、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程を解釈運用して、所管に係る事項を専決することができるとしています。

なお、附則において、この訓令は、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第11号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3，議案第11号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4，議案第12号，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4，議案第12号，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、令和4年第1回市議会定例会において、「議案第8号指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」が可決されたことに伴い、スポーツ振興課所管に係る規定の削除、関係例規等との整合性及び文言の整理等を図るため、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、15ページをご覧ください。

スポーツ振興課所管に係る規定の改正につきましてご説明いたします。第25条，事務局の組織，16ページの第30条の2，監の設置，17ページの第35条，教育機関，18ページの第38条，附属機関及び19ページの別表第1に定めている，スポーツ振興課所管に係る規定を削除しようとするものであります。

その他の改正につきましては、関係例規等との整合性及び文言の整理等を図るために改正をしようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第12号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第12号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第13号、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5、議案第13号、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の22ページをご覧ください。

指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、令和4年第1回市議会定例会において、「議案第8号指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」が可決されたことに伴うスポーツ振興課所管に係る規定の削除、及び決裁権者の決裁事項を改めるため、この規程の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、25ページをご覧ください。

別表第1の決裁事項に「課等の所管に係る教育財産の目的外使用許可に関すること。」を加え、専決区分を特に重要なものを教育長専決、重要なものを部長専決、軽易なものを課長専決にしようとするものであります。同じく、決裁事項「公文書の開示等の決定及び通知に関すること。」の専決区分を指宿市事務決裁規程に倣い、課長から教育部長に改めようとするものであります。

次に、別表第2の決裁事項「宿泊を要しない県内出張に関すること。」の専決区分を指宿市事務決裁規程に倣い、部長級の出張に係る専決区分を教育部長から教育長に、課長級の出張に係る専決区分を課長から教育部長に改めようとするものであります。

26ページをご覧ください。

別表第3のスポーツ振興課所管に係る個別決裁事項である「5 スポーツ振興課に関する事項」を削除しようとするものであります。

なお、附則において、この訓令は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第13号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5，議案第13号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6，議案第14号，指宿市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第6，議案第14号，指宿市教育委員会公印規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の27ページをご覧ください。

指宿市教育委員会公印規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、この規則に規定されておりますB & G山川海洋センター所長印について、長期間使用されておらず、今後も使用の見込みがないことから公印の廃止をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、29ページの新旧対照表にお示しのとおりでございます。

なお、附則において、この規則は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6，議案第14号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6，議案第14号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第7，議案第15号，指宿市スポーツ推進委員に関する規則及び指宿市体育施設条例施行規則の廃止についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第7，議案第15号，指宿市スポーツ推進委員に関する規則及び指宿市体育施設条例施行規則の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

資料の30ページをご覧ください。

指宿市スポーツ推進委員に関する規則及び指宿市体育施設条例施行規則を廃止したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

31ページをご覧ください。

本案は、令和4年第1回市議会定例会において、「議案第8号指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」が可決されたことに伴い、スポーツ振興課が所管する「指宿市スポーツ推進委員に関する規則」及び「指宿市体育施設条例施行規則」を廃止しようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7，議案第15号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第7，議案第15号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第8，議案第16号，指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程の廃止についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第8, 議案第16号, 指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程の廃止について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の32ページをご覧ください。

指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程を廃止したいので, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

33ページをご覧ください。

本案は, 令和4年第1回市議会定例会において, 「議案第8号指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」が可決されたことに伴い, スポーツ振興課が所管する「指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程」を廃止しようとするものであります。

なお, 附則において, この告示は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で, 説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

日程第8, 議案第16号については, 提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは, 日程第8, 議案第16号は, 提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に, 日程第9, 議案第17号, 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第9, 議案第17号, 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の34ページをご覧ください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部を別紙のとおり改正したいので, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、令和4年第1回市議会定例会において、「議案第8号指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」が可決されたことに伴い、スポーツ振興課が市長部局において組織再編されることから、市教育委員会での指宿市スポーツ・文化振興基金の審査は、文化部門についてのみ行うことになるため、また、文言の整理を行う必要があることから、この要綱の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、教育部参与がご説明いたします。

(中摩参与)

それでは、改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の39ページをご覧ください。

まず、この要綱の題名につきまして「指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱」に改めております。それに伴い、第1条も改正いたしております。

次に、要綱の第2条、第4条、第8条及び別表第1において、スポーツ部門に関するものを全て削除、又は文言修正を行い、文化部門に関するものみに改めております。

41ページをご覧ください。

第7条につきましては、指宿市スポーツ・文化振興基金事業審査委員会を構成する委員から、スポーツ振興課長を削除いたしております。

次に、各条項等の見直しを行いましたところ、別表第1の括弧におきまして、文言を正しい形式に改める必要が生じたことから、所々の文言の改正をいたしております。

最後に、50ページでございますけれども、別記様式につきましては、第4条の改正に伴いまして様式を改正するものであります。

なお、附則において、この告示は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第9、議案第17号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第9、議案第17号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第10、議案第18号、指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱の廃止についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第10、議案第18号、指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

資料の51ページをご覧ください。

指宿市閉校体育施設の利用に関する要綱を廃止したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、教育委員会が行っていた、閉校した3小学校の暫定的な利用を、令和4年3月31日をもって終了することから、この要綱を廃止しようとするものであります。これまで、閉校跡地の管理や利活用に関する事務については、教育委員会において行っておりましたが、令和4年度から、市長事務部局へ移管することとなり、また、閉校跡地の利活用の基本方針については、令和4年度の早い時期に、市長事務部局が示す予定であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第10、議案第18号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第10、議案第18号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第11、議案第19号、指宿市なのはな教室管理運営要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第11、議案第19号、指宿市なのはな教室管理運営要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の53ページをご覧ください。

指宿市なのはな教室管理運営要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市なのはな教室とは、不登校の児童生徒を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、社会的自立を目指した指導・支援を行う施設として、指宿庁舎北側別館内に設置した適応指導教室のことであります。

令和4年度に山川・開聞地域の児童生徒が通級しやすいように、山川地域にある指宿市山川多目的研修館内に適応指導教室「ツマベニ教室」を設置しようとすることから、この要綱の所要の改正をしようとするものであります。

54ページをご覧ください。

改正の主な内容につきましては、要綱中の「なのはな教室」を「適応指導教室」に改めようとするものであります。改正後の適応指導教室とは、なのはな教室と、新設するツマベニ教室の2教室を指すこととなります。

なお、附則において、この告示は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第11、議案第19号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第11、議案第19号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第12、議案第20号、指宿市立市民会館条例施行規則等の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第12, 議案第20号, 指宿市立市民会館条例施行規則等の一部改正について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の62ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例施行規則等の一部を別紙のとおり改正したいので, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は, 指宿市立市民会館条例施行規則, 指宿市立公民館条例施行規則及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則に規定されております施設使用料の減免対象者について, 市内に住所を有する認定こども園等の幼稚園, 保育園に類する施設も同様に減免対象者に含めるため, これらの規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容をご説明いたしますので, 63ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例施行規則第8条第1項第2号中, 指宿市立公民館条例施行規則第11条第1項第4号中及び指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則第10条第3項第3号中に規定している, 「幼稚園又は保育園」を「幼稚園, 保育園等」に改めようとするものであります。

なお, 附則において, この規則は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で, 説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

「幼稚園又は保育園」を「幼稚園, 保育園等」に変えた場合, 何がどう変わるのか具体的な説明をお願いします。

(鶴窪部長)

市民会館等の利用料の減免対象者につきましては, 現在「幼稚園又は保育園」となっております。これに対しまして, 今回の改正で市内に住所を有する認定こども園等の幼稚園, 保育園に類する施設も同様に減免対象者とするため, 「幼稚園又は保育園」を「幼稚園, 保育園等」という文言に改めようというものであります。この等の中に, 認定こども園等の幼稚園が含まれるということになります。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

日程第12, 議案第20号については, 提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第12、議案第20号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第13、議案第21号、指宿市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第13、議案第21号、指宿市立図書館条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の66ページをご覧ください。

指宿市立図書館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、71ページをご覧ください。

第22条第1項第2号に規定している施設使用料の減免対象者について、市内に住所を有する認定こども園等の幼稚園、保育園に類する施設も同様に減免対象者に含めるため、「幼稚園又は保育園」を「幼稚園、保育園等」に改めようとするものであります。

続きまして、73ページの第1号様式をご覧ください。

一般利用者申込書における性別表記については、法令等の規定や法的義務付けがないことから、表記を削除しようとするものであります。

また、「保護者の住所氏名」欄について、民法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、年齢を「20歳」から「18歳」へ改め、保護者の定義を見直すため、「保護者」から「保護者等」へ改めようとするものであります。

なお、その他の改正として、図書館における事務処理上必要な内容に整理をするため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、74ページの第2号様式をご覧ください。

児童利用者申込書における性別表記については、法令等の規定や法的義務付けがないことから、表記を削除しようとするものであります。

また、その他の改正として、図書館における事務処理上必要な内容に整理をするため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

改正後の申込書に校区名が入っているのですが、事務処理上必要だということでしょうか。

(村元課長)

校区名の追加につきましては、施行規則が施行された当時と比べて、事務処理上必要なデータというのは増えてきている状況もあり、指宿図書館及び山川図書館とも協議をしながら、追加をさせていただいております。

他にも、在住区分の所の変更、電話番号の種類も携帯電話の普及等に伴って入ってきております。それから、1番下のコンピューターによる照合の関係が3行にわたっていますが、それを1行に修正いたしました。一般利用者申込書も児童利用者申込書も、いずれも同じ形で修正をさせていただいたところでございます。

(福富委員)

この照合の所なのですが、過去のものは1年ごとなのか、2年ごとなのか分かりませんが、何度も照合する必要があったのでしょうか。現行では、最初の申し込みで照合すれば、もう照合はしなくていいということなのでしょうか。

(村元課長)

ここに関しても、指宿図書館及び山川図書館とも協議をしました。照合を当初に行えば、データは蓄積されていくということで、1回の照合で十分だとお聞きして、対応させていただいたところです。

(福富委員)

資料 74 ページの小学生以下の確認について。以前は、身分を確認するものの照合はなかったのですが、今回、新しく照合をする必要があるということで見受けられます。ここに保険証・免許証・学生証とありますが、小学生以下の場合、保護者の免許証ということになるのでしょうか。学生証も、小学生以下は発行されているのかなと思ひまして。

(村元課長)

保護者の免許証で住所の確認をする場合もあるということで、今回、このような表記をさせていただいております。

(福富委員)

基本的には、子供の保険証で確認するということでしょうか。それとも、保護者の保険証でされるのでしょうか。

(村元課長)

身分を確認できるものの中に、保険証・免許証・学生証と記載しております。そのいずれでも構わないのですが、免許証となると保護者しかないととなりますので、保険証か学生証でしたら、ご本人のものでよろしいかと思っております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第13, 議案第21号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第13, 議案第21号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第14, 議案第22号, 指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第14, 議案第22号, 指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の75ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、部活動活性化指導員の報酬を支給する際の引用法令が廃止されたこと及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に施行されたことに伴い、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないようにするため、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について、新旧対照表でご説明いたしますので77ページをご覧ください。

第5条第1項に規定している指導員の報酬について、引用法令を「平成17年鹿児島県告示第497号(非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額)」に改め、第6条に規定する指導員の欠格条項について第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、第2号以下をそれぞれ1号ずつ繰り上げようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第14, 議案第22号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第14, 議案第22号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第15, 議案第23号, 令和4年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第15, 議案第23号, 令和4年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の78ページをご覧ください。

令和4年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を別冊のとおり定めることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明しますので、令和4年度教育行政の運営に関する基本方針(案)をご覧ください。

市教育行政の基本理念及び基本方針について掲載しております。指宿市教育委員会では、国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を基本理念としながら、令和3年3月に策定した「教育大綱」と「第2期教育振興基本計画(前期計画)」に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から全面実施された新学習指導要領に則った指導の充実を図りながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進や各小中学校へのデジタル教科書の導入に努めてまいります。

小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業、「指宿まるごと博物館」構想に基づいた指宿を学ぶ「いぶ好き『ふるさと学』」を核とした郷土教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の切れ目ない系統的・体系的な学びの中で子供たちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実にも努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣し、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子供を育成するため、中学生による職場体験学習「キャリア・スタート・ウィーク」や、トップアスリートを招請した「こころのプロジェクト夢の教室事業」を引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、GIGAスクール構想により、令和3年度に小中学校に整備した児童生徒1人1台のタブレット端末を活用し、子供たちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

学校規模の適正化につきましては、令和3年9月に策定した「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」の目的を踏まえ、保護者や地域住民の皆様のご理解とご協力を得られるように協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、学科再編によりこれまでの商業科を3学科に再編し、より専門的な魅力ある学校づくりを進めて入学志望者を増やすとともに、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。

また、通学が困難な地区から入学した、スポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動を継続させ「おもてなし」の心を発信してまいります。さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ「自立」、自ら律する「自律」した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく「要求課題」、そして市民として必ず学習してほしい「必要課題」についても学ぶ生涯学習講座等の充実を図ってまいります。

また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成推進員の活躍の場づくりや研修の充実を図るとともに、青少年体験活動への助成を行い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。さらに、地域と学校が相互に連携・協働して行う学校応援団や放課後子ども教室など、地域学校協働活動事業を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図りながら、学校や幼稚園・保育園、関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実を努めてまいります。

子供の読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため、「第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、読書を通じた子供の育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会を設けます。

また、令和2年度に着工いたしました新市民会館が令和4年度に完成いたします。新市民会館が、市民をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会等と連携し、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう、発表や研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用に努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、「指宿市文化財保存活用地域計画」の作成を進めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として「指宿まるごと博物館」構想に基づいた企画展「指宿が生んだ芸術家 木佐貫熙展」や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

以上の基本理念及び基本方針に基づき、令和4年度に計画している主な施策について申し上げます。

教育総務費のうち、教育振興費では、教育環境検討事業、外国語指導助手招致事業、学校教育管理に係る事業、子どものサポート体制整備事業、青少年交流事業、特別支援教育支援員配置事業、こころのプロジェクト夢の教室事業、小中一貫教育推進事業及びスポーツ・文化振興基金積立金等に係る事業等を実施します。

小学校費のうち、学校管理費では、各小学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、各小学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上を行います。

また、学校教育振興費では、要・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査・知能検査、小学校の環境検査及び児童・教職員の健康診断等を実施します。

中学校費のうち、学校管理費では、各中学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。

また、教育振興費では、各中学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上を行い、学校教育振興費では、要・準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査・知能検査、中学校の環境検査及び生徒・教職員の健康診断等を実施します。

高等学校費のうち、学校管理費では、指宿商業高等学校の学校運営に係る経費及び施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。

また、教育振興費では、指宿商業高等学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上のほか、指宿商業高等学校活性化補助事業を実施します。

社会教育費では、生涯学習推進事業、青少年健全育成事業、芸術文化振興事業、文化財保護事業を実施します。また、時遊館COCCOはしむれ、市民会館、図書館及び公民館の管理運営を実施します。

指宿・山川の両学校給食センターの管理運営に係る経費を予算化したほか、指宿学校給食センター調理機器の更新及び給食費の一部補助を実施します。

なお、主な事業等につきましては、それぞれ費目ごとに網掛けをしております表内にお示ししてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

資料4ページの主な事業等にある、学校教育課の子どものサポート体制整備事業。適応指導教室に、なのはな教室とツマベニ教室とあるのですが、この2つの違い、それぞれどういった教室になるのでしょうか。

(常深課長)

2つとも適応指導教室で間違いはないのですが、なのはな教室が北側別館にありまして、ツマベニ教室が山川の農業センターにあるという、場所の違いであります。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第15、議案第23号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第15、議案第23号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第16、議案第24号、指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第16、議案第24号、指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案のご説明を申し上げます。

資料の79ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊、議案第24号資料2の5ページをご覧ください。最後のページになります。

外部評価委員会設置の根拠法令であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条を抜粋しておりますが、第26条第1項では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

このようなことから、指宿市教育委員会では平成21年度から事務事業評価制度を導入しており、本年度は二つの事業の点検・評価を行っております。評価方法につきましては、事務事業に対して担当課が自己評価したものについて、外部評価委員5人の皆様から意見・提言等をいただいておりますので、これに基づき、最終的に教育委員会で今後の事務の展開を判断していただき、その結果を踏まえ次年度以降の事務事業に反映していくものであります。

点検・評価を行った事業につきましては、各担当課長等がご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(常深課長)

それでは、学校教育課の評価対象事業について、ご説明いたします。

80ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして、議案第24号資料1 令和3年度教育委員会の事務の点検・評価、事務事業評価シートと、資料2の外部評価委員の意見・提言について説明させていただきます。

まず、資料1の1ページをご覧ください。

学校教育課の評価対象とした事務事業名は、小中一貫教育推進事業費、いぶすきイングリッシュヴィレッジであります。1、事務事業の実施としまして、事業の目的は、指宿市内の小・中学生を対象に、発達段階に応じ、英語を用いたコミュニケーション体験活動を通して、今後の英語学習への意欲や国際理解についての興味・関心を高めるものでございます。

手段としましては、習熟の程度に応じた英語講座を開催し、ALT（外国語指導助手）及びAEA（外国語活動支援員）との交流から英語学習への意欲喚起を行うことで、児童生徒の英語でのコミュニケーション能力やヒアリング能力を高めるものであります。

活動指標としましては、児童生徒が楽しく英語によるコミュニケーション能力を高める講座を、習熟の程度に応じて開催するものであります。

成果指標としましては、過去3年間の実施にて毎年120人を超える参加者がおり、児童生徒・保護者からのニーズは高いと考えられます。毎年参加する児童生徒もおり、英語に対する興味・関心を喚起できております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を行うまでは、ロックハンプトン市派遣交流参加生徒等の運営ボランティア参加もあり、同派遣交流参加生徒の活躍の場ともなっております。

今後の活動展開及び波及効果としましては、小学校低学年から英語学習に触れる機会を増やすことで、英語学習への意欲喚起を行うとともに、習熟に応じた講座を開設することにより、英

語によるコミュニケーション能力やヒアリング能力を高め、英語の学力向上への意識を高めることが期待できると考えております。

事業費の推移としまして、令和元年度の決算額が6,314円、令和2年度の決算額が6,442円、令和3年度の決算額が9,372円となっております。ただし、AEA授業用事務消耗品費等から支出しており、全額がE-VILLAGE関連費ではありません。

2ページをご覧ください。

この事業につきましての学校教育課の自己評価でございます。2,事務事業の評価であります。

(1) 妥当性であります。これは、市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、市が関与しなければならない事業かを判断するもので、概ね妥当と判断しました。義務的要素であります。これは、事務事業の実施について、市に判断の余地があるかを判断するもので、全部といたしました。

判断の理由・根拠としましては、過去3年間の実施にて毎年120人を超えていること、また、毎年参加する児童生徒もおり、英語に対する興味・関心を喚起できているからであります。

次に(2) 効率性であります。これは、投入したコストに見合った効果が得られているか、効率的な方法で事務事業を実施しているか、活動量に対してコストの削減余地がないかを判断するもので、効率的と判断しました。コストの削減余地については、削減余地はないとしました。判断の理由・根拠としましては、E-VILLAGEは、ALT、AEAを中心に、無償のボランティアスタッフで実施していること、また、消耗品につきましても、AEA授業用事務消耗品費等から支出しているからであります。

次に(3) 有効性であります。これは、事務事業の活動量に見合った十分な成果がでているか。手段は有効かを判断するもので、概ね有効と判断しました。成果指標値の達成状況については、ほぼ達成と判断しました。判断の理由・根拠としましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数等の制限を行っている状況でも、平成30年度から令和3年度の実施で延べ110人が参加し、児童生徒、保護者のニーズも高く、ある程度、英語に対する興味・関心を喚起できているからであります。

次に、3,事務事業の改革・改善の方向性であります。一次評価の評価者は、担当課長となっております。

①今後の改革・改善の方向性は、見直しの上で継続とし、今後の方針としましては、拡大といたしました。

②方向付けの理由としましては、E-VILLAGEが、恒例行事となりつつあり、参加者の増加も期待できること、また、より充実した講座とするため、ボランティアスタッフの増員や別予算化が必要と考えているからであります。

③改革・改善の内容としましては、「習熟に対応した講座を企画し、児童生徒の参加者の増加を目指す」、「英語学習への意欲向上及び英語力育成の機会とする」、「参加者の増加に伴う感染症対策費及びボランティアスタッフの増員に対応した予算を確保したい」としました。

ここで、資料2の1ページ及び2ページをご覧ください。

この1次評価に基づき、開催いたしました外部評価委員会では、①事業継続についての考え方について、②事業の周知方法について、③事業関連予算について、④人材確保について、⑤事業効果の検証についての5項目のご意見をいただき、対応策について回答したところでございます。

それでは、議案資料の80ページにお戻りください。

外部評価委員からのご意見を受けまして、2観点別評価の妥当性・効率性・有効性の全てを妥当としました。

3、評価の結果の評価のまとめ、課題等としましては、周知方法の改善や広報活動を充実させることで、参加者の増加を目指すとともに、より魅力的な活動内容を実現するためのボランティアスタッフ増員確保に関する予算確保や、活動内容の充実を目指したアンケート等の実施に努めるとしました。

次年度の事業計画につきましては、より魅力的な事業改善と事業継続に向け、ボランティアスタッフ経費の予算化を目指すとともに、周知・広報活動を充実させ、参加者の増加に努める。また、参加者や参加者保護者へのアンケート調査を実施するなど内容改善に向けた取り組みを着実に行うとしました。

以上で、学校教育課の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(中摩参与)

それでは、歴史文化課の評価対象事業について、ご説明いたします。

80ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして、資料1「事務事業評価シート」と、資料2「外部評価委員の意見・提言」の資料で説明させていただきます。

まず、資料1の3ページをご覧ください。

1、事務事業の実施についてでございますが、歴史文化課の評価対象とした事務事業名は「文化財保護事業」でございます。事業の目的は、市民共有の財産である文化財の適切な保護に努めることで、より多くの市民が歴史と文化に親しむ機会を増やし、郷土愛と誇りの醸成を図るものであります。合わせて、社会の変化に対応した新しい文化財保護の体制構築を目指すものでございます。

次に、手段でございますけれども、文化財の補修等に係る補助金の交付としております。活動指標としまして、文化財の補修・整備のために所有者等が実施する事業に対して、予算の範囲で上限25万円の補助金を交付するとなっております。

成果指標としましては、補助金を交付した事業件数が、平成30年度は3件で37万7,440円、令和元年度は2件で20万円、令和2年度が3件で30万9,996円となっております。

今後の活動展開及び波及効果としましては、指定文化財の所有者や管理団体、または、未指定文化財の管理を行っている自治会などに対して支援を行うことで、地域に存在する指定文化財等の保護に努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに繋げる。このことで、郷土愛と誇りの醸成と、文化財を核とした人づくり・まちづくりを推進できるとしております。

事業費の推移でございますが、お示しのとおりでございます。ただ、令和3年度につきましては、予算額20万円としておりますが、現段階での決算額は6件で59万56円となっております。

4ページをご覧ください。

2、事務事業の評価についてでございます。(1)妥当性につきましては、「妥当」で、義務的要素は「一部」となります。

(2)効率性につきましては、「課題有り」で、「コストの削減余地はない」と判断しております。

(3) 有効性につきましては、「課題有り」ですが、成果指標値の達成状況は「達成」していると判断しております。

判断の理由・根拠につきましては、それぞれ項目ごとにお示ししてありますのでお目通しください。

次に、3、事務事業の改革・改善の方向性であります。

①今後の改革・改善の方向性は、「現状のまま継続」とし、今後の方針としましては、「拡大」といたしました。この理由としましては、文化財の保全・維持管理に関する補助金について、年々対象事業数が増えており、当初の予算では不足が生じ、補助金支給において迅速な対応ができておりません。

さらに、文化財の管理等に取り組む個人所有者の高齢化や、管理団体の存続危機が今後の文化財の保護・管理・活用の継続において大きな課題となっており、また、文化財の維持管理においても困難となる恐れがあることから、地域住民が一体となって文化財の維持管理に取り組む体制整備の推進等、将来的な文化財の維持管理方法を市民総がかりで検討していく必要があるといたしました。

③改革・改善の内容としましては、文化財の保護・管理・活用について、文化財の個人所有者や管理団体に任せるのではなく、文化財の存在する集落や、より大きな単位である校区等の規模で、地域住民が一体となって取り組む体制整備の構築を推進するため、「指宿まるごと博物館構想」に基づき、文化財の保護・管理に関する普及啓発と情報発信、地域内にある文化財の存在や価値に関する啓発普及に努めるとともに、「指宿市文化財保存活用地域計画」を作成することで、全市的に文化財の保護・管理・活用に取り組める体制の構築を目指しております。

また、文化財の長期的な保存に資するため、劣化状況等に応じ、重点的な修繕が行えるための制度設計が必要といたしました。

ここで、資料2の3ページ及び4ページをご覧ください。

この1次評価に基づき、開催いたしました外部評価委員会では、「①地域内にある文化財の啓発普及について」、「②文化財の活用について」、「③文化財の長期保存、修復等が行える体制の構築について」、「④文化財補修関連予算について」、「⑤文化財の管理に関する地域住民の機運の醸成について」の5項目のご意見をいただき、対応策について回答したところでございます。

それでは、議案資料の80ページにお戻りください。

外部評価委員からのご意見を受けまして、2. 観点別評価の妥当性・効率性・有効性の全てを妥当としました。

また、3、評価の結果の評価のまとめ、課題等としましては、文化財の保存・活用を推進するためには、まず、子ども達や大人が自分達が住んでいる地域にある文化財を「知る」ことが大事であり、その手段として「指宿市文化財保存活用地域計画」を作成することは効果的であるとしております。

また、文化財を「地域の宝」として大切にしなければならないという意識付けが図られ、実際に活動を行うことに繋がれば、支援策の一つとして補助金の予算を確保し、計画的に交付することは、文化財の保存・維持管理のため妥当であるとしたところでございます。

次年度の事業計画につきましては、令和4年度に交付予定の補助金は適正な執行を行うとともに、緊急を要する場合は補正予算で対応するなど、予算の確保に努めてまいります。

また、指宿市文化財保存活用地域計画の作成は、令和6年度の文化庁認定に向けて、内容を精査し、充実化を図りながら着実に進めていくとしたところでございます。

以上で、歴史文化課の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

いぶすきE-VILLAGEに関してですが、実績を見ても、とてもニーズのある事業なので、将来的には春休み、冬休みなどの開催も含めるなど、そういうことも視野に入れながら、事業拡大して行っていただきたいと思います。

(七夕職務代理者)

文化財保護事業についてですが、数年前に台風で、仙田区にある六地藏塔内の大木が倒れてしまいました。この助成金のお陰で迅速に対処でき、助かりました。文化財の保護の観点からも大いに活用できるようにお願い申し上げます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第16、議案第24号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第16、議案第24号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第17、議案第25号、指宿市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第17、議案第25号、指宿市文化財保護審議会委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の81ページをご覧ください。

指宿市文化財保護審議会条例第3条第3項の規定に基づき、指宿市文化財保護審議会の委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市文化財保護審議会条例第3条第3項に、「委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する」となっております。

指宿市文化財保護審議会の委員としましては、資料の81ページのとおりで、現在委員をされている5名の方が再任となります。

なお、任期につきましては、指宿市文化財保護審議会条例第4条第1項の規定により、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

全員が再任で、お名前からして男性と見受けられます。それについて、委嘱するときに検討されたかどうかをお尋ねいたします。

(中摩参与)

お尋ねの件につきまして、検討はしたところなのですが、こちらの5名の委員の皆様方、非常に精力的に調査していただいております。今後も、あと1期間お願いができないかというところもございましたので、5名とも男性にはなってしまいましたけれども、今回お願いしたいと考えているところでございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第17、議案第25号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第17、議案第25号は、提案のとおり同意することといたします。

議 事 (非公開)

日程第18 議案第26号 「教育委員会事務局等の職員の任免について」・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、全て終了いたしました。

8 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和4年第3回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。